



# 困難な問題を抱える女性等支援について

令和6（2024）年12月25日  
福祉子どもみらい局共生推進本部室



01

困難な問題を抱える女性等支援とは

02

県の女性等支援施策の現状

03

女性等支援体制の強化  
～関係機関との協力～

困難な問題を抱える女性  
等支援とは…？



# はじめに…“女性等支援”の対象者

## 困難な問題を抱える女性 (根拠法：女性支援法 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法律))



売春



人身取引



ストーカー



生活困窮



性被害



DV被害 (女性被害者)



その他、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性

## DV被害者 (根拠法：DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律))

※被害者のセクシャリティは問わない



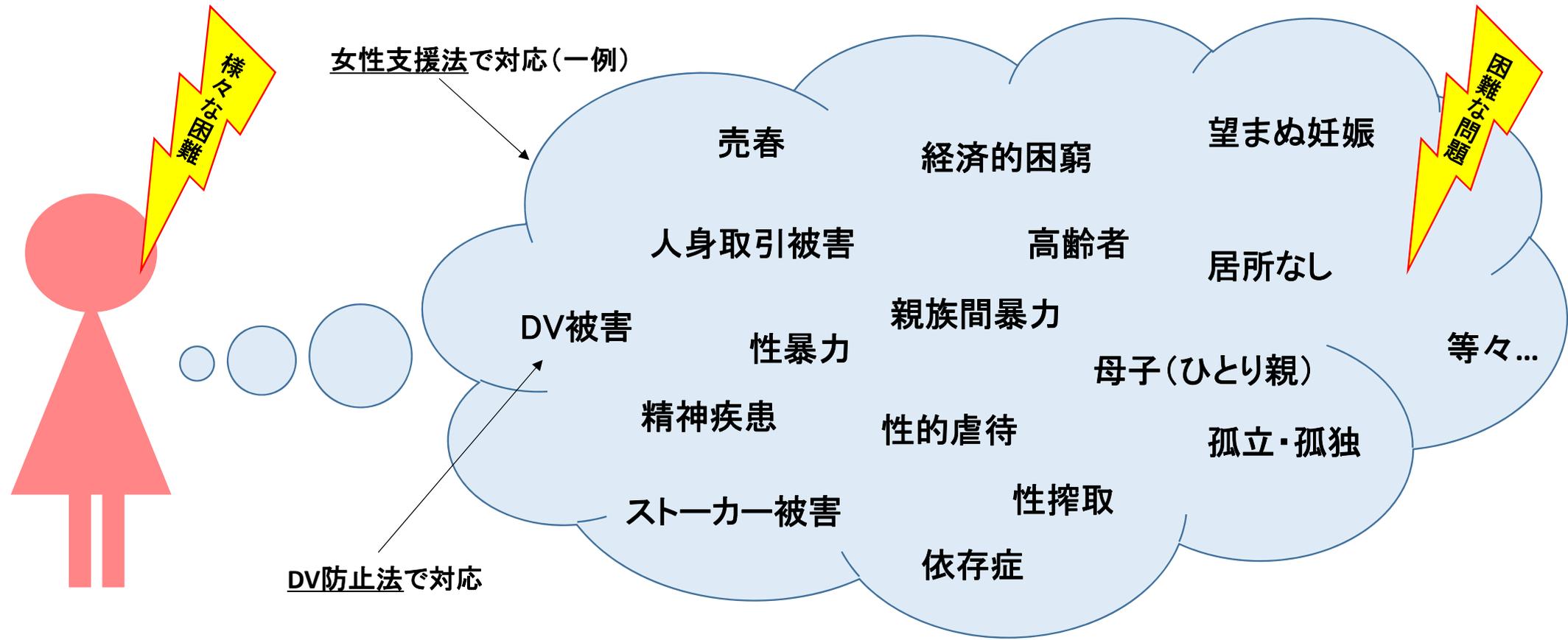
DV被害 (女性被害者)



DV被害 (男性被害者)

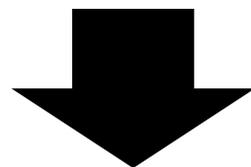
- ・ 身体的暴力
- ・ 精神的暴力
- ・ 経済的暴力
- ・ 性的暴力
- ・ 社会的暴力 等

# 女性が抱える“困難な問題”とは…



# 女性支援の根拠法

売春防止法から



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）へ  
令和6年4月1日 スタート！！



# 女性支援法とは（国の動き）



# 女性支援法成立までの流れ

- ・ 2015年 **神奈川県議会から国に「売防法の抜本的改正又は新たな法整備を求める意見書」を提出**
- ・ 2018年 女性を取り巻く現状を踏まえ、婦人保護の在り方について、**国が見直しに向けた議論を開始**
- ・ 2022年 **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**が成立（議員立法）
- ・ 2023年 県は基本計画を策定（義務） ・ 2024年以降は女性支援法に基づき、女性支援を実施

2015(H27)

2018(H30)

2019(R1)

2022(R4)

2023(R5)

2024(R6)

県議会から  
国に意見書提出

支援のあり方  
検討会



中間とりまとめ

困難な問題を抱える  
女性への支援に  
関する法律 成立



都道府県  
基本計画

新法施行

1 女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、**売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界**



Kanagawa Prefectural Government

2 女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制度上も売春防止法ではなく、**新たな枠組みを構築**していく必要がある



3 若年女性への対応、**性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復支援**、自立後を見据えた支援など、**時代とともに多様化した困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供**できるようにすることが必要



包括

4 行政・民間団体を通じた**多機関における連携・協働**を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指す



# 1 女性等支援とは

～女性支援法～

2024(R6)  
**女性支援法  
施行**

2022(R4)  
**女性支援法**

66年ぶりに法  
制度を見直し

2013(H25)  
**ストーカー  
規制法**

2004(H16)  
**人身取引  
対策行動計画**

2002(H14)  
**DV防止法通知**

2001(H13)  
**DV防止法**

1970(S45)  
**売防法通知**

1956(S31)  
**売春防止法**

困難な問題を抱える女性



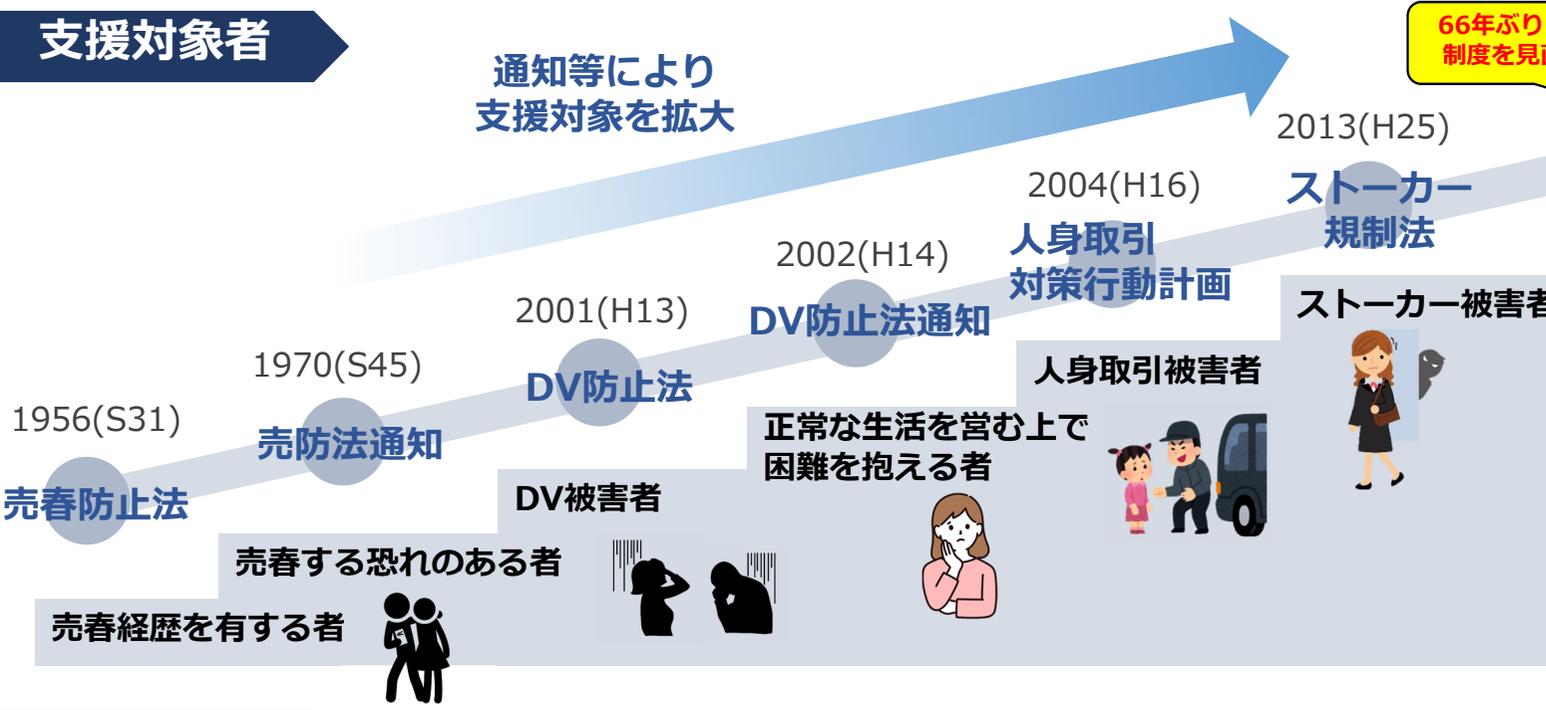
**当事者目線に  
通ずる考え方**

- ・ “脱”売春防止法
- ・ 本人の意思に寄り添った支援
- ・ 女性の福祉
- ・ 人権の尊重・擁護
- ・ 男女平等

# 売春防止法(これまで)と女性支援法(これから)

## 支援対象者

通知等により  
支援対象を拡大



## 法の考え方

通知等により対象者を拡大する一方で「保護更生」の考え方は変わらず...

- ・ 売春を行うおそれのある女子 (= 要保護女子) の補導処分・保護更生
- ・ 性道徳・性風俗秩序の維持、環境浄化

# 売春防止法(これまで)と女性支援法(これから)

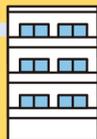
これまで…(昭和31年～令和5年)

## 売春防止法

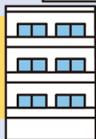
① 婦人相談員



② 婦人相談所



③ 婦人保護施設



本県における名称は、

- ① 女性相談員
- ② 女性相談所
- ③ 女性保護施設

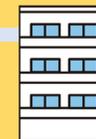
これから… (令和6年4月スタート)

## 女性支援法

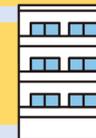
① 女性相談支援員



② 女性相談支援センター



③ 女性自立支援施設



- **New** 基本方針 (国)
- **New** 基本計画 (都道府県)
- **New** 民間との協働
- **New** 支援調整会議



## 女性支援法とは ～対象となる女性～

## 困難な問題を抱える女性とは



## 新法の定義

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

国基本方針  
では

「法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により、従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて、法による支援の対象者となる。」と説明している。

新法の求めに  
対応するため  
には…

他施策の支援メニュー（生活保護、児童福祉、生活困窮者支援、母子保健施策など）との連携強化が必要

ural Government





## 女性支援法のポイント

- 1 女性支援・DV被害者支援は、自治体（都道府県・市町村）の責務（義務！！）
- 2 本人の意思を尊重し、女性が抱える多様な問題に応じた包括的な支援の実施
- 3 公だけ、民だけではなく、関係機関の協働による切れ目のない支援の実施



日本で初めて「女性の福祉」を規定した法律

# なぜ女性だけが対象となるのか



日常生活又は社会生活を営む上で、女性であることにより様々な困難に直面することが多いため。

## <女性であることにより困難に陥りやすい理由>

性暴力や、性的搾取などの性的被害により遭遇しやすい状況に置かれていることや、予期せぬ妊娠など、「女性特有」の問題があること

※かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」  
男女別相談割合：女性73.8%、男性17.0%（令和4年度）

不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難に陥る  
おそれがあること



1 女性等支援とは  
～女性支援法～

各法令に基づく主な規定（義務、努力義務、できる規定）

		都道府県	政令市	市町村	
女性支援法	 Point 第4条	困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じること	義務	義務	義務
	第5条	関連施策の活用	義務	義務	義務
	第6条	（他機関との）緊密な連携	義務	義務	義務
	第8条	基本計画の策定	義務	努力義務	努力義務
	第9条	女性相談支援センターの設置	義務	努力義務	—
	第11条	女性相談支援員の配置	義務	努力義務	努力義務
	第12条	女性自立支援施設の設置	できる	—（できる）	—
	第13条	民間団体との協働	義務	できる	できる
	第15条	支援調整会議の設置	努力義務	努力義務	努力義務
	第16条	教育・啓発	努力義務	努力義務	努力義務
第19条	民間団体に対する援助	努力義務	努力義務	努力義務	
DV防止法	 Point 第2条	DV被害の防止及び被害者の自立支援、適切な保護を講じること	義務	義務	義務
	第2条3	基本計画の策定	義務	努力義務	努力義務
	第5条2	協議会の設置	努力義務	できる	できる
	第9条	配偶者暴力相談支援センターの設置	義務	努力義務	—
	第16条	教育・啓発	努力義務	努力義務	努力義務

# 法令に基づく関係機関の規定

## 女性支援法



### 第5条（関連施策の活用）

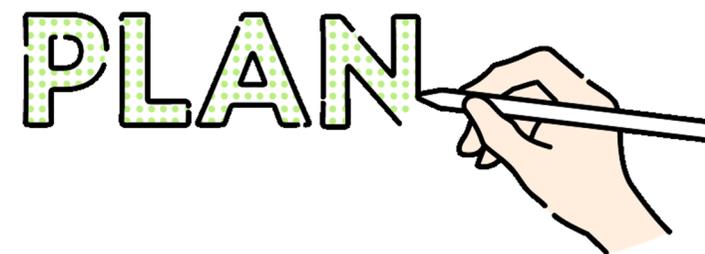
困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるにあたっては、福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。



### 第6条（緊密な連携）

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

# 県基本計画の概要



# かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の策定



- ・女性支援法は、DV被害者を含め、様々な困難を抱える女性を幅広く対象とする。このような女性への支援施策を総合的に推進するため、「女性支援法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン（改定）」を一体とする計画を策定した。
- ・計画名称の「等」とは「男性のDV被害者」、また「トランスジェンダーの女性」を表す。

## （既存）DVプラン

（かながわDV防止・被害者支援プラン）



### 令和5年度中に改定が必要

内容

配偶者等からの暴力の防止や被害者の保護等の施策実施について定めた計画

計画期間

平成31（2019）年度  
～  
令和5（2023）年度 ※5か年計画

対象

配偶者等からの**暴力を受けた被害者**

DV被害  
（セクシャルリティを問わず）



## （新規）かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

### （新規）困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

### 令和5年度中に策定が必要

内容

困難な問題を抱える女性を支援するための施策実施について定めた計画

計画期間

令和6（2024）年度  
～  
令和10（2028）年度 ※5か年計画

対象

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により**日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性**（そのおそれのある女性を含む。）

売春 困難を抱える女性 人身取引 ストーカー 生活困窮 性被害



（既存）DVプラン  
（かながわDV防止・被害者支援プラン）



DV被害（女性）  
DV被害（男性）  
※トランスジェンダーを含む



## ■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

## 目次

## 第1章

## 第2章

## 第3章

## 第4章

## 第5章

## 目次

第1章	女性支援事業の経緯と今日的意義	1
第2章	計画の基本的な考え方	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の性格	5
3	計画の期間	5
4	計画に関する評価と公表	5
第3章	困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項	8
1	困難な問題を抱える女性の状況	8
2	重点的に取り組むべき事項	28
第4章	計画の内容	32
1	基本目標	32
2	基本理念	32
3	対象地域	34
4	対象者の考え方	34
5	重点目標	35
6	支援の体制	36
7	施策の体系	42
8	具体的な取組み	46
9	数値目標	66

第5章	推進体制	68
1	神奈川県男女共同参画審議会	68
2	神奈川県共生推進本部	68
3	かながわ困難な問題を抱える女性等支援調整会議（仮称）	68
参考		70
1	女性等が抱えるそれぞれの問題の状況	70
2	支援の状況	87
3	当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）	107
資料編		123

## 第1章 女性支援事業の経緯と今日的意義

⇒P 1

終戦直後からの女性支援の歴史 ～ DV防止法の制定 ～ 神奈川県議会による売春防止法の抜本的改正又は新たな法整備に係る意見書の提出 ～ 社会状況の変化 ～ 女性支援法の成立まで、女性等支援計画を策定するまでの経緯を記載



⇒P 2

- ・ 予期せぬ妊娠・出産、女性に対する暴力、生活困窮、性被害問題等、女性が女性であるがゆえに抱える困難は複雑化し、支援ニーズも一層多様化していること
- ・ 性別による不均衡はそのような状況を生み出す社会的な構造に起因するものであることを、明記

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

- ・ **困難な問題を抱える女性等を支援するための基本計画**として、実効性のある取組みを推進するため策定するもの
- ・ 困難な問題を抱える女性等を取巻く**現状や、県が取組むべき事項、行政・民間団体・関係機関等の役割や連携について明示**
- ・ 目指すべき社会を基本目標として掲げ、**2028年までの5年間に、県が実施する具体的な施策内容等について記載**

⇒P 4

### 2 計画の性格

- ・ **女性支援法に基づく計画**
- ・ **DV防止法に基づく計画**
- ・ 県総合計画を補完する計画
- ・ 男女共同参画推進プランにおけるDV被害者支援及び困難を抱えた女性等に対する支援を重点的に実施する計画
- ・ SDGsの理念を共有する計画



⇒P 5

### 3 計画の期間

2024年度から2028年度までの5年間

⇒P 5

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



### 4 計画に関する評価と公表

数値目標を設定し、毎年進捗状況  
について、評価、公表する

⇒P 5

## 第3章 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項

### 1 困難な問題を抱える女性の状況

(1) **当事者**に対する実態調査の状況



⇒ P 8

(2) **市町村等**に対するヒアリングの状況



⇒ P 24

(3) **民間支援団体**に対するヒアリングの状況



⇒ P 26

## ■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

目次

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

## 当事者調査結果、市町村、民間団体ヒアリングでの主な意見

## 主な意見

・ 困りごとを何でも相談でき、支援につながる窓口が必要

・ 相談窓口と一緒にいってくれる等、寄り添った支援をしてほしい



困難な問題を抱える女性

・ 「利用者の状況に応じて社会とつながりを持った保護施設」が必要

・ 相談者自身が支援の方向性を決めるためにも、「ゆっくりと考えられる一時的な居場所」が必要



市町村・福祉事務所等

・ 各分野支援機関との連携が絶対に欠かせない。

・ 運営資金と担い手の充実が課題。運営が安定することを望む。



民間支援団体

## ■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

目次

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

## (1) 当事者に対する実態調査の概要



・ 県内におけるDV、性暴力、生活困窮及びその他日常生活を円滑に営む上で**困難な問題を抱える女性に係る実態を把握するための調査**を実施した

⇒P 8

## &lt;調査概要&gt;

調査対象	神奈川県在住の18歳以上の女性で、配偶者からの暴力、性暴力、生活困窮及びその他日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性
調査方法	インターネットアンケートの登録モニターに対する調査
有効回答数	1,050サンプル 年代割付3区分(18～30歳代以下、40・50歳代、60歳代以上)×350サンプル
調査期間	2023年8月18日(金)～21日(月)

■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

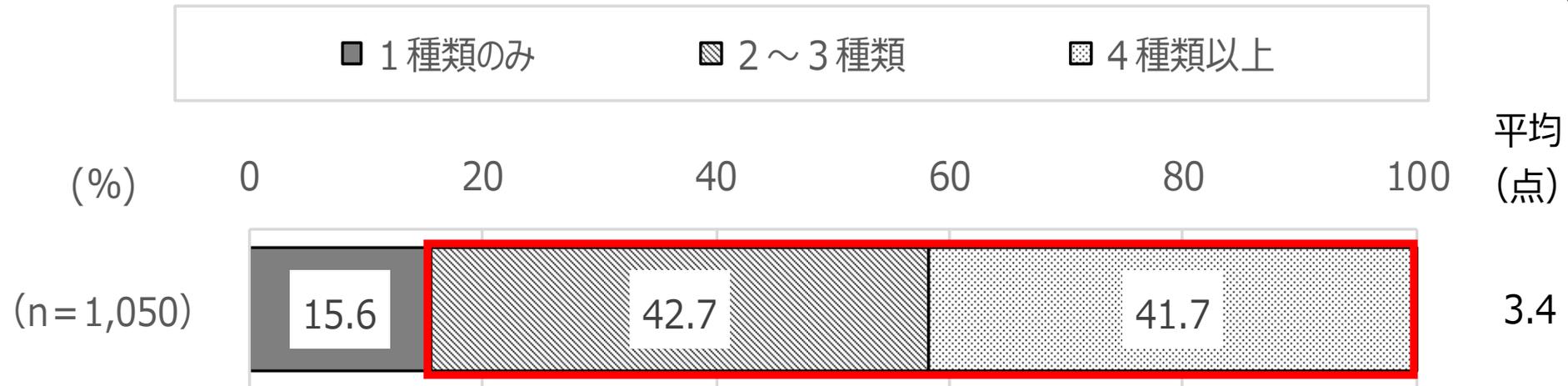
目次 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章

(1) 当事者に対する実態調査の概要



○ 抱える困難の数 ⇒P15

・抱える悩みが1種類のみと回答したのは約15%で、2～3種類及び4種類以上が各42%程度となり、**8割を超える方が複合的な悩み**を抱えている。

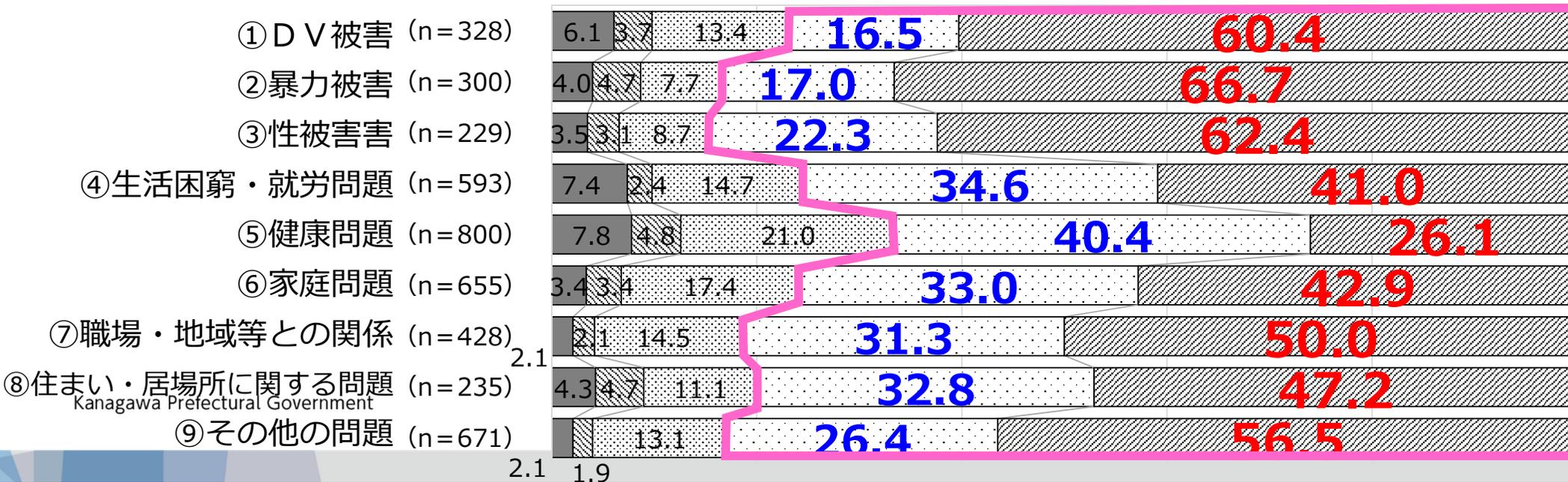


(1) 当事者に対する実態調査の概要



○ 困難への対応状況 ⇒ P17

「**ほぼ何もしていない**」が4～6割、「**一人で何とかしようとしている**」を含めると、7～8割は、何らかの支援につながっていない状況



■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

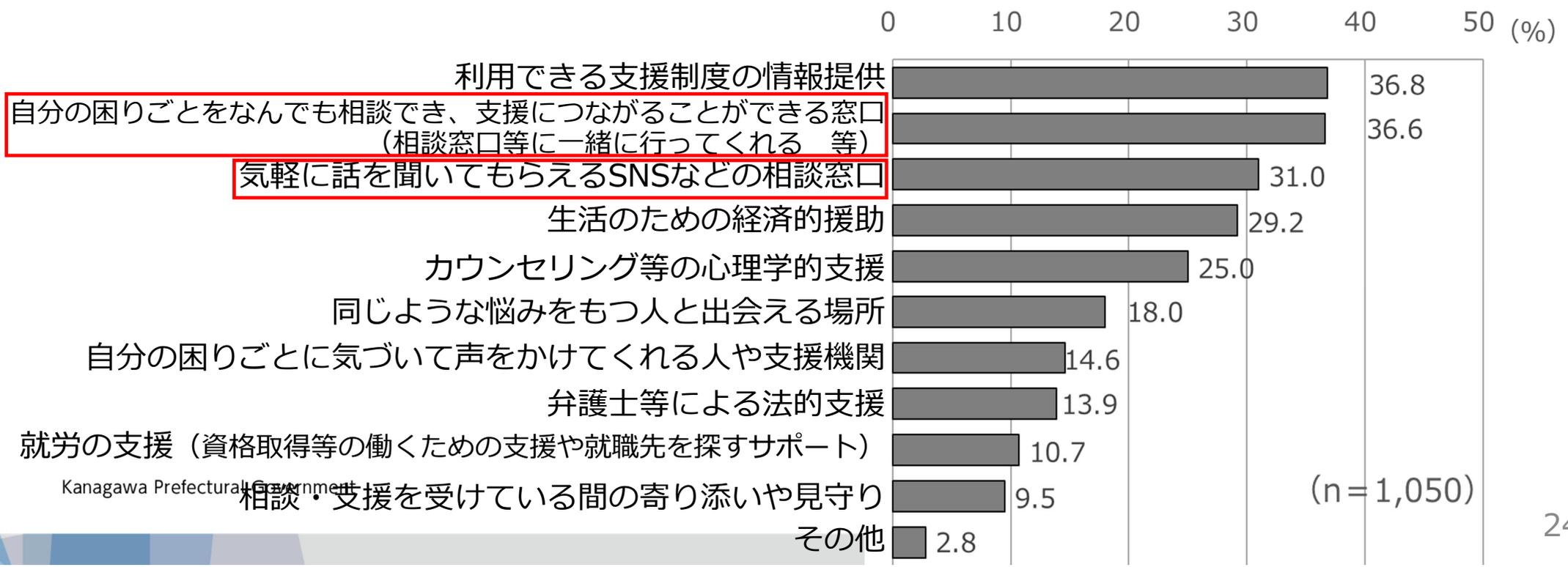
目次    第1章    第2章    **第3章**    第4章    第5章

**(1) 当事者に対する実態調査の概要**



○ 悩み、困りごとを解決するために求める支援の内容 ⇒ P21

・ 「自分の困りごとをなんでも相談できる窓口」や「SNSなどで気軽に相談できる窓口」、「利用できる支援制度の情報提供」が求められる環境や支援の上位となった。

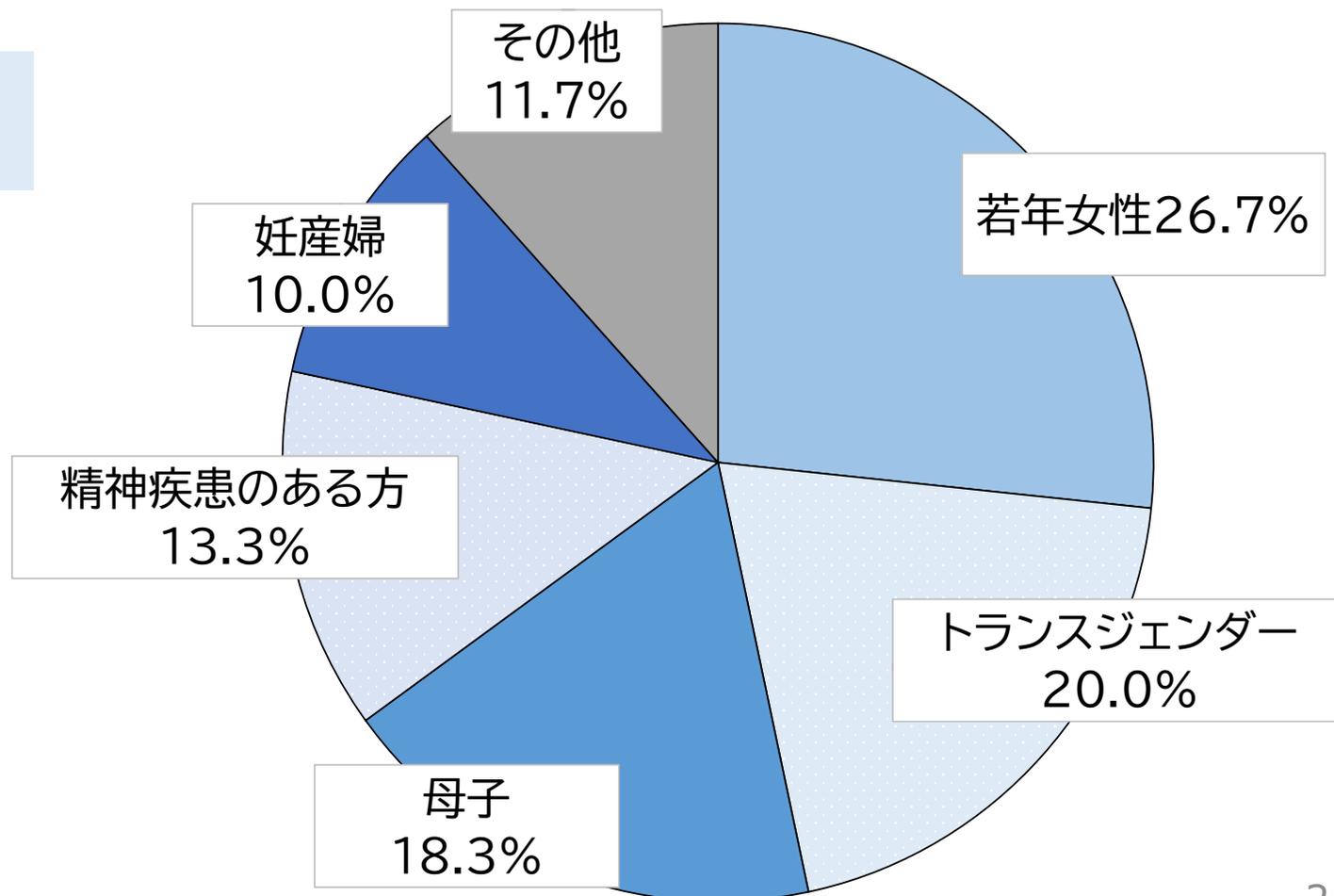


## (2) 市町村ヒアリングの概要



⇒ P24

特に支援が届いていないと  
思われる方の属性

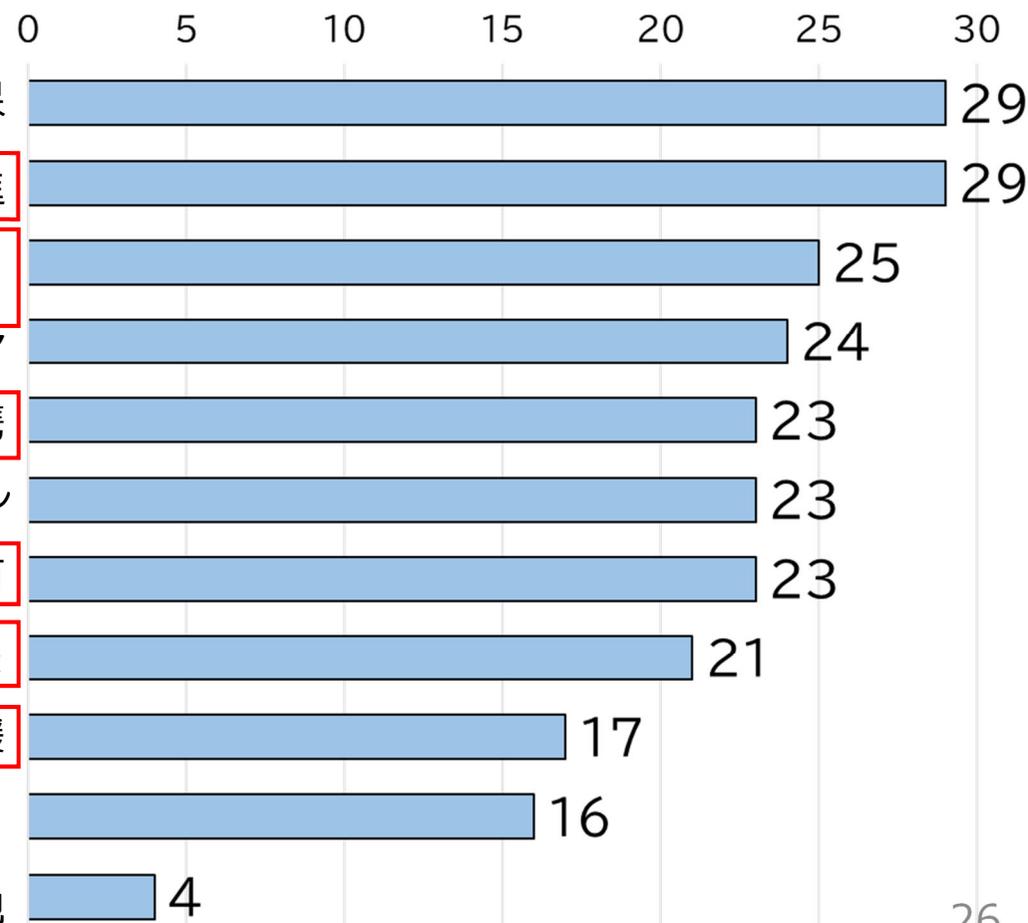


(2) 市町村ヒアリングの概要



⇒ P 24

女性支援事業に必要なだと思ふ施策



## ■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

目次

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

## (3) 民間支援団体ヒアリングの概要



⇒P 26

## 連携の重要性

- ・ 各分野支援機関との連携が絶対に欠かせない。
- ・ 様々な機関につながる選択肢と、受け止めてくれる先を増やしていく ことが必要。

## 必要な支援・課題

- ・ 運営資金と運営の担い手の充実が課題。 女性支援が公共の福祉となり、運営が安定することを望む。
- ・ 地域に開かれた自立支援施設が必要。 これまでのシェルターのように、居場所を隠すのではなく、地域とつながりを持ちながら自立支援をしていく。地域で支援することが必要なこともある。

## 行政に求めること

- ・ 当事者はつらい中、勇気を出してすごく頑張って相談をしている。 行政も「よくここまで来てくれたね」といったねぎらいの言葉など、ちょっとした気遣いで本人の受ける印象、今後の関係性が全く異なる。
- ・ 行政の最初の対応によっては二度と行政窓口に行かなくなる。行政には「誰でも相談していいんだよ」という、オープンなイメージが必要。
- ・ 担当市町村により対応が異なるため、県内である程度統一してほしい。

# ■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

## 1 女性等支援とは

～県基本計画～

目次

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章



**当事者**実態調査



**市町村等**ヒアリング



**民間支援団体**ヒアリング

これらの結果を踏まえ・・・

## 2 重点的に取り組むべき事項

⇒P28

### <支援体制の充実>

(1)関係機関との連携体制の充実

⇒市町村、民間団体、関係機関等との連携

⇒支援のための人材育成

### <支援施策の充実>

(2)早期発見・対応と周知・啓発

(3)安心して相談できる体制の整備

(4)安心・安全が守られる保護体制の整備

(5)自分らしく暮らすための自立支援の促進



## 第4章 計画の内容

### 1 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現

⇒P32

### 2 基本理念

#### I 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別、社会的な排除を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施すること

#### II 当事者目線に立った支援

困難な状況におかれた女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施すること

#### III 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施すること

⇒P32

### 3 対象地域

神奈川県内全域

⇒P34

4 対象者の考え方

- ・ 様々な事情により **日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性** (そのおそれのある女性を含む。)
- ・ DV被害者“男性” (DV被害者のみ、セクシャリティを問わず対象)

⇒P34

女性であることにより遭遇しやすい困難の例

困難な問題を抱えた女性等



トランスジェンダー女性に配慮

DV  
(対象者をセクシャリティで限定しない)

DV法“対象”者

- ・ 配偶者 (事実婚含む) からの暴力被害者
- ・ 生活本拠を共にする交際相手 (同棲相手)からの暴力被害者

DV法“対象外”者

- ・ 生活本拠を共にしない交際相手からの暴力被害者 (デートDV)

暴力 (DV除く)

- ・ 配偶者以外の親族からの暴力被害者

性暴力・性搾取

貧困・生活困窮

妊娠・出産・中絶等



【補足】困難な問題を抱える女性

- ・ 法が定義する状況に当てはまる女性であれば**年齢、障がいの程度、国籍等を問わない。**
- ・ **トランスジェンダー女性に配慮した支援を実施**

5 重点目標

取り組むべき事項を踏まえ、重点目標を設定

⇒ P 35

重点目標 1

関係機関と連携・協働した支援体制の充実



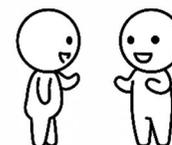
重点目標 2

早期発見・対応と周知啓発



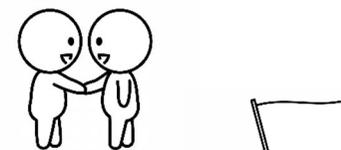
重点目標 3

安心して相談できる体制の整備



重点目標 4

安心・安全が守られる保護体制の整備



重点目標 5

自分らしく暮らすための自立支援の促進



■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

目次

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

本計画における当事者支援の流れ

早期発見・対応

相談支援

一時保護

自立支援

周知・啓発

自立支援

重点1

関係機関と連携・協働した支援体制の充実

重点2

早期発見・対応と  
周知・啓発

重点3

安心して相談できる  
体制の整備

重点4

安心・安全が守られる  
保護体制の整備

重点5

自分らしく暮らすための自立支援の促進

様々な社会資源  
(他法に基づく支援施策の活用)

生活保護

児童福祉

障害者福祉

高齢者福祉

医療

就労支援

母子保健

犯罪被害者支援

介護保険

生活困窮対策

母子父子寡婦支援

住居確保支援

等

## 6 支援の体制

・ **困難な問題を抱える女性等への支援は、県・市町村の責務であることを明示し、関係機関を含めたそれぞれの役割分担等を記載**

⇒ P 36

### (1) 県・市町村の役割分担

 **当事者への支援は地方公共団体  
(県・市町村)の責務!!**

### (2) 支援に関わる各機関の役割

- ア 女性相談支援センター
- イ 女性相談支援員
- ウ 女性自立支援施設
- エ 配偶者暴力相談支援センター
- オ 県警察
- カ 民間支援団体
- キ その他関係機関

### (3) 各機関の連携体制

- ア 3機関（女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設）の連携
- イ 民間団体との連携
- ウ 児童相談所等子ども施策との連携
- エ 警察との連携
- オ その他関係機関との連携  
（生活困窮、医療、妊婦、就労等）

- (4) 適切な情報管理
- (5) 課題把握・解決のための調査の実施
- (6) 国への要望
- (7) 提案・苦情への適切な対応



01

困難な問題を抱える女性等支援とは

02

県の女性等支援施策の現状

女性等支援施策の現状を  
共有します。

03

女性等支援体制の強化  
～関係機関との協力～



# 女性支援の中心となる支援3機関

「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、現在、**女性支援法**に基づき、**①女性相談支援員、②女性相談支援センター、③女性自立支援施設の3機関が中心**となり実施

## 支援の中心となる 3 機関

### 1 女性相談支援員



約130名体制

相談に応じ、本人に必要な適切な情報提供、関係機関との調整を担う

- ・ **県及び市で配置**
- ・ 資格要件はないが、社会福祉系、教職系、心理系資格を持つ職員が多い
- ・ 初任者研修、事例検討会、事業研修等、各種の研修あり

### 2 女性相談支援センター

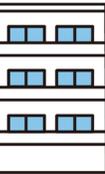


1 か所

緊急一時保護を行う県内唯一の女性相談支援センター（住所等非公開） ※公設公営

- ・ 保護期間は概ね2週間
- ・ DV被害者等、**加害者からの追及の恐れがある方も利用するため、入所者の安全を守るためのルール**（通信機器の持込み制限等）あり

### 3 女性自立支援施設



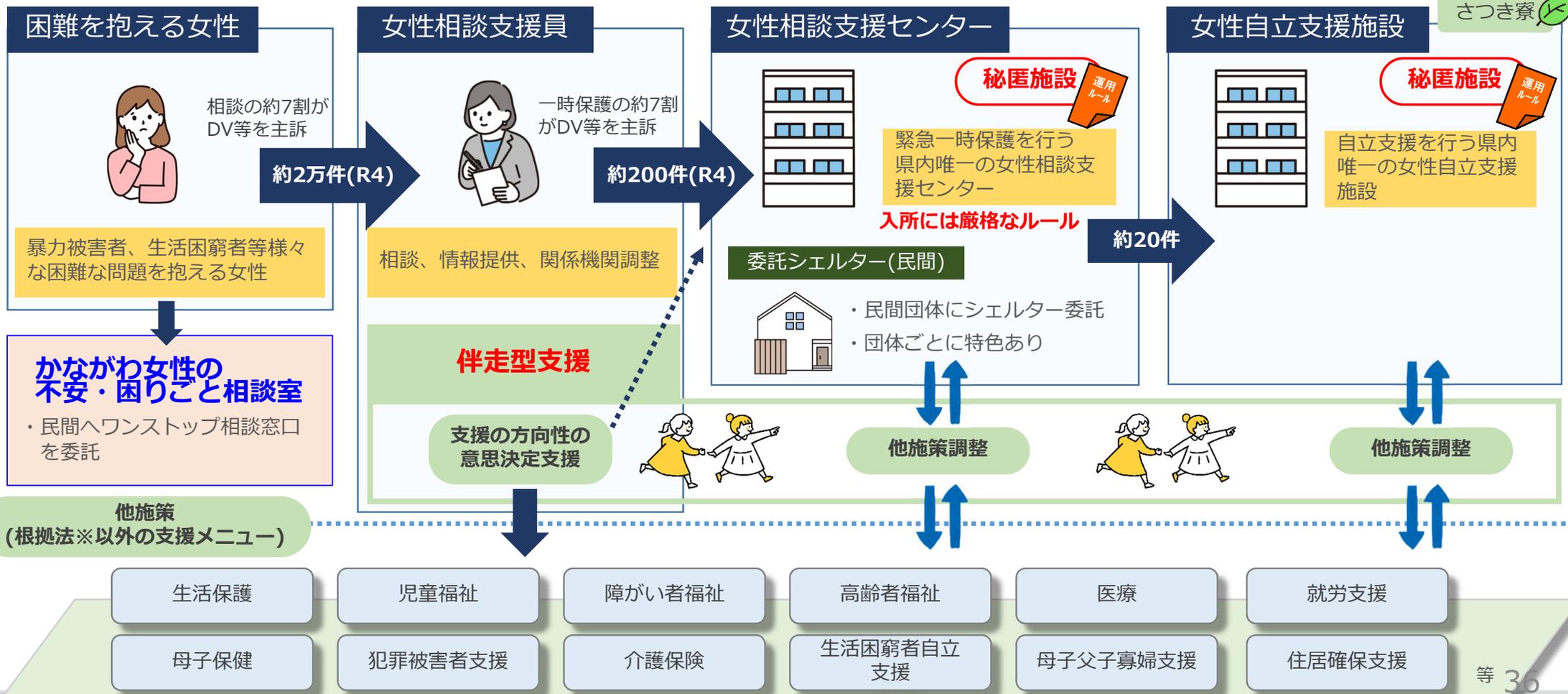
1 か所

自立支援を行う県内唯一の女性自立支援施設（住所等非公開） ※公設民営

- ・ 生活支援、就労支援等、**自立支援を実施**
- ・ 指定管理者制度で運営

# 女性支援法の基本的な支援スキーム

## 支援スキーム



# 女性相談支援員について

**役割** 当事者が適切な支援を受けられるよう丁寧なヒアリングとアセスメントを行い、当事者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行う。

▶▶ 一時保護中の支援、生活保護の調整、同行支援、退所先の選定、  
証明書の手続、関係機関連携 等

**体制** 県内 約130名（うち、市の相談員が約100名、県の相談員が30名弱）  
※全員が会計年度任用職員  
※県内では全市が女性相談支援員を配置  
町村は相談員を配置していないが、県の相談員が担当

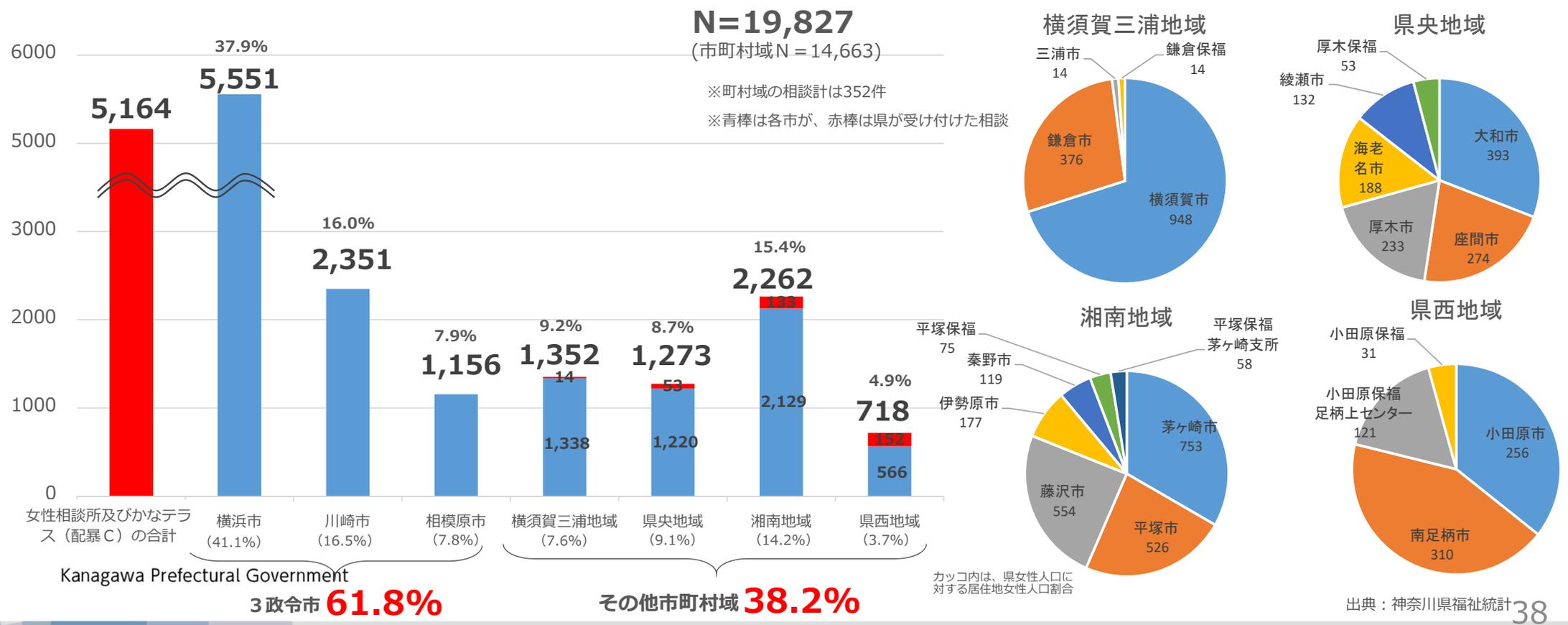
**課題** 女性相談支援員には、幅広い知識や、関係機関との調整等が  
求められるため、常勤職員の配置による体制の強化が必要との  
意見あり

Kanagawa Prefectural Government



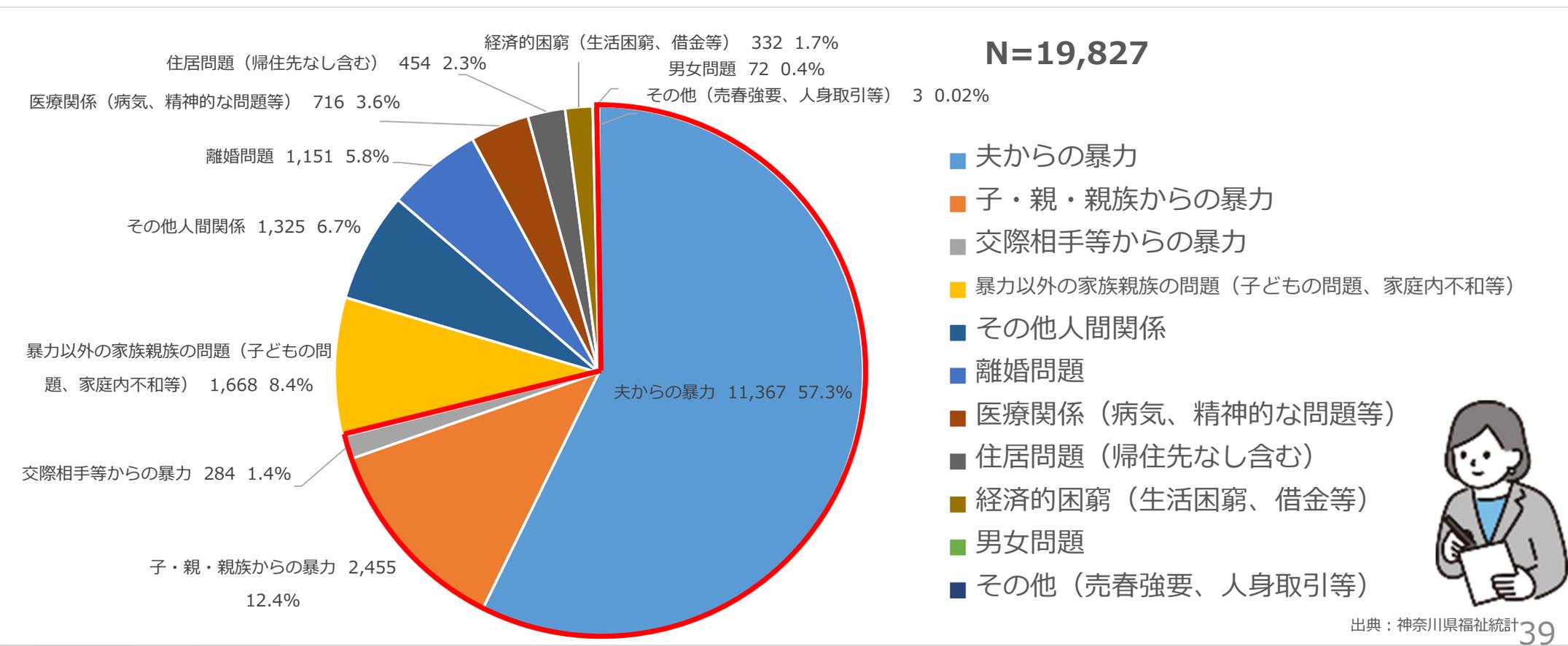
# 女性相談支援員 R4相談受付数@地域別

- 令和4年度に県内の女性相談員が受け付けた総相談件数は、**19,827件**
- 地域別の受付割合は、**3政令市が61.8%、その他市町村域が38.2%**（県受付数は除く）となっている
- 横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域では、女性人口に対して比較的相談数が多い状況



# 女性相談支援員 R4相談受付数@主訴別

- ・「夫からの暴力」を内容とする相談は、相談数全体の57%を占めている
- ・「夫」「子・親・親族」「交際相手等」を合わせると、**全体の71%を暴力被害の相談**が占める



# 配偶者暴力相談支援センターについて

## 役割

- ① DV被害者に対する相談、助言、情報提供
- ② DV防止法に基づき、緊急一時保護を実施

## 体制

県内 5箇所（うち3か所は各政令市が設置）

役割	県機関名
①相談機能	かながわ男女共同参画支援センター
②一時保護機能	女性相談支援センターのみ



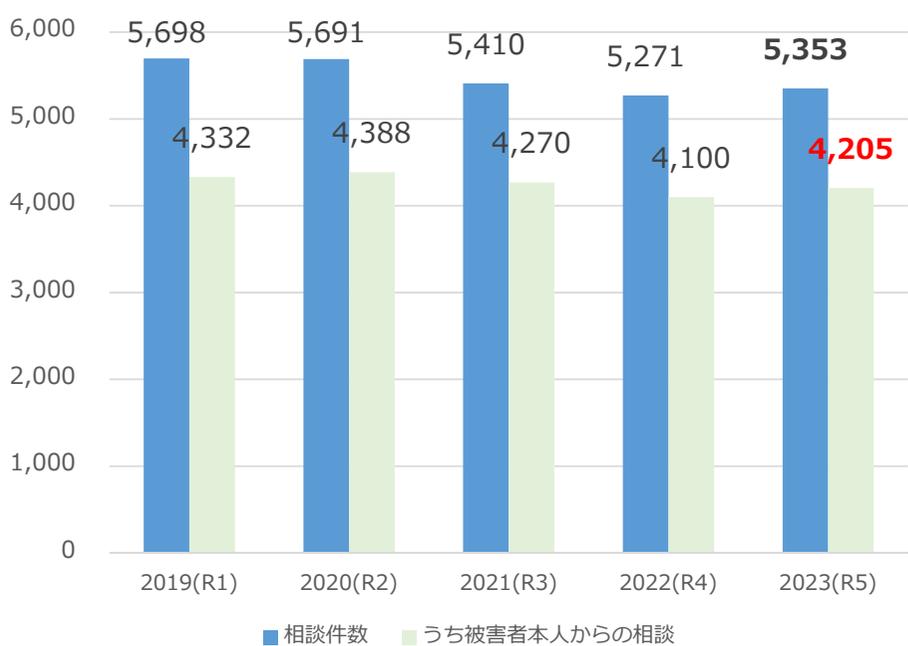
かながわ男女共同参画センター  
愛称：かなテラス

# 配偶者暴力相談支援センターの状況

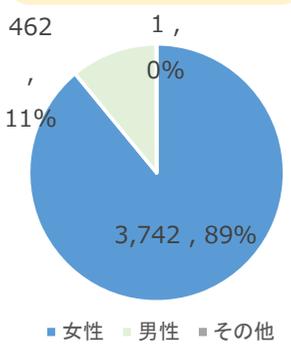
・DV防止法に基づき設置される県配偶者暴力相談支援センターは、「相談機能」及び「一時保護機能」を担っている。このほか、各政令市が配暴センター（相談機能のみ）を設置。

## 県配暴Cで受け付けた相談数

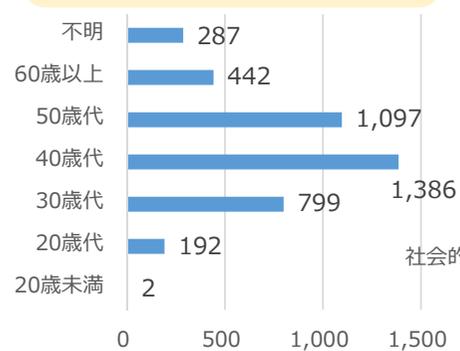
単位：件



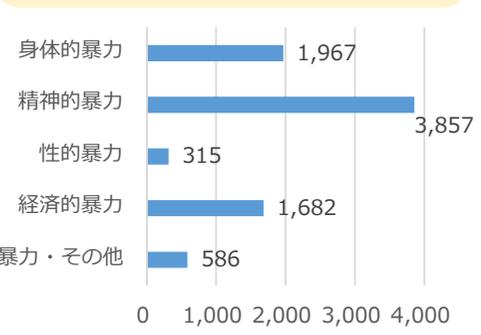
### (1) 男女別



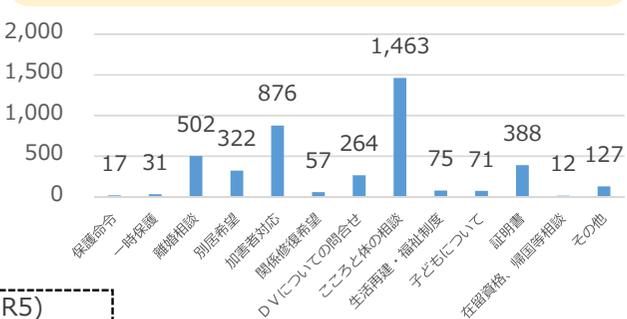
### (2) 年代別



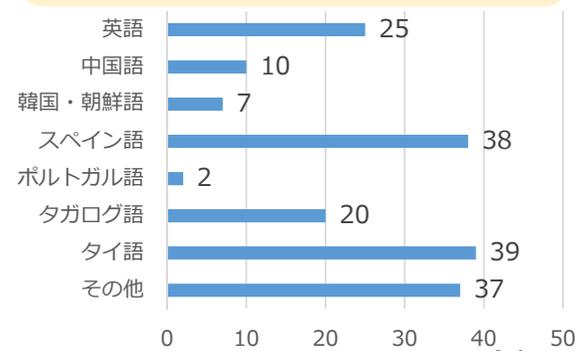
### (3) 暴力の種類別



### (4) 主訴別



### (5) 言語別



### (参考)政令市配暴Cで受け付けた相談数

Kanagawa Prefectural Government	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
横浜市	1,091	964	1,025
川崎市	456	624	738
相模原市	181	175	152

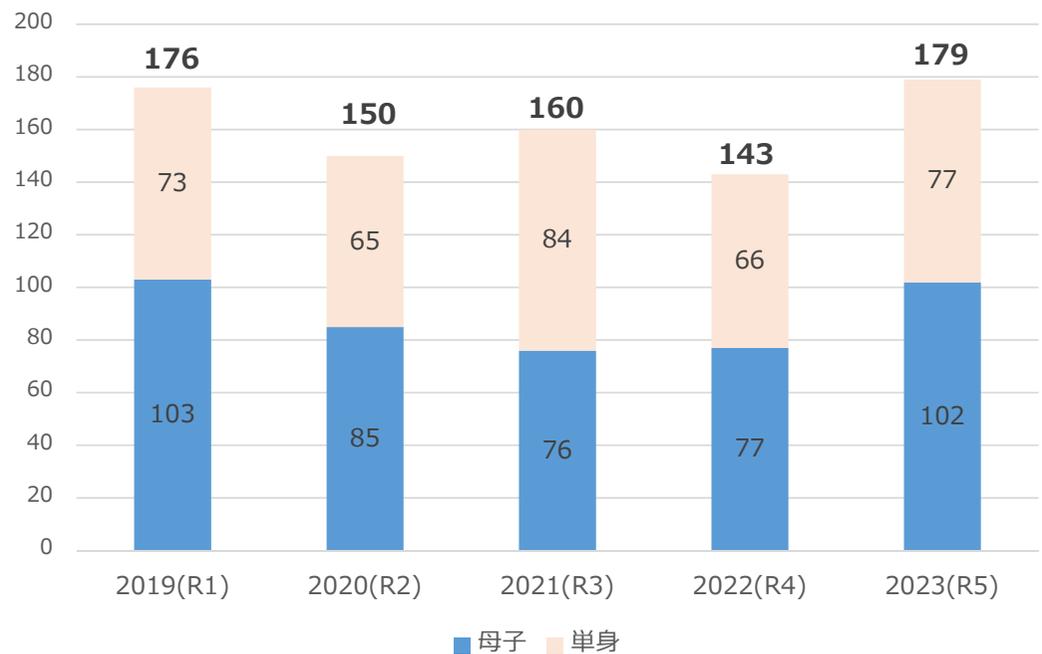
出典：神奈川県記者発表資料

# 配偶者暴力相談支援センターの状況

・DV防止法に基づき設置される県配偶者暴力相談支援センターは、「相談機能」及び「一時保護機能」を担っている。このほか、各政令市が配暴センター（相談機能のみ）を設置。

## 一時保護数

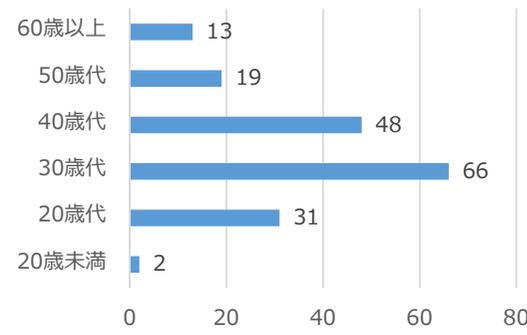
単位：件



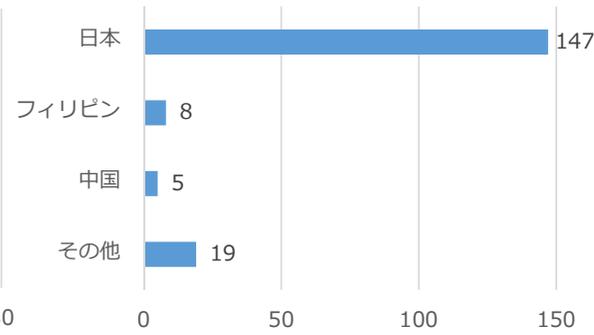
Kanagawa Prefectural Government

N=179

## (1) 年代別

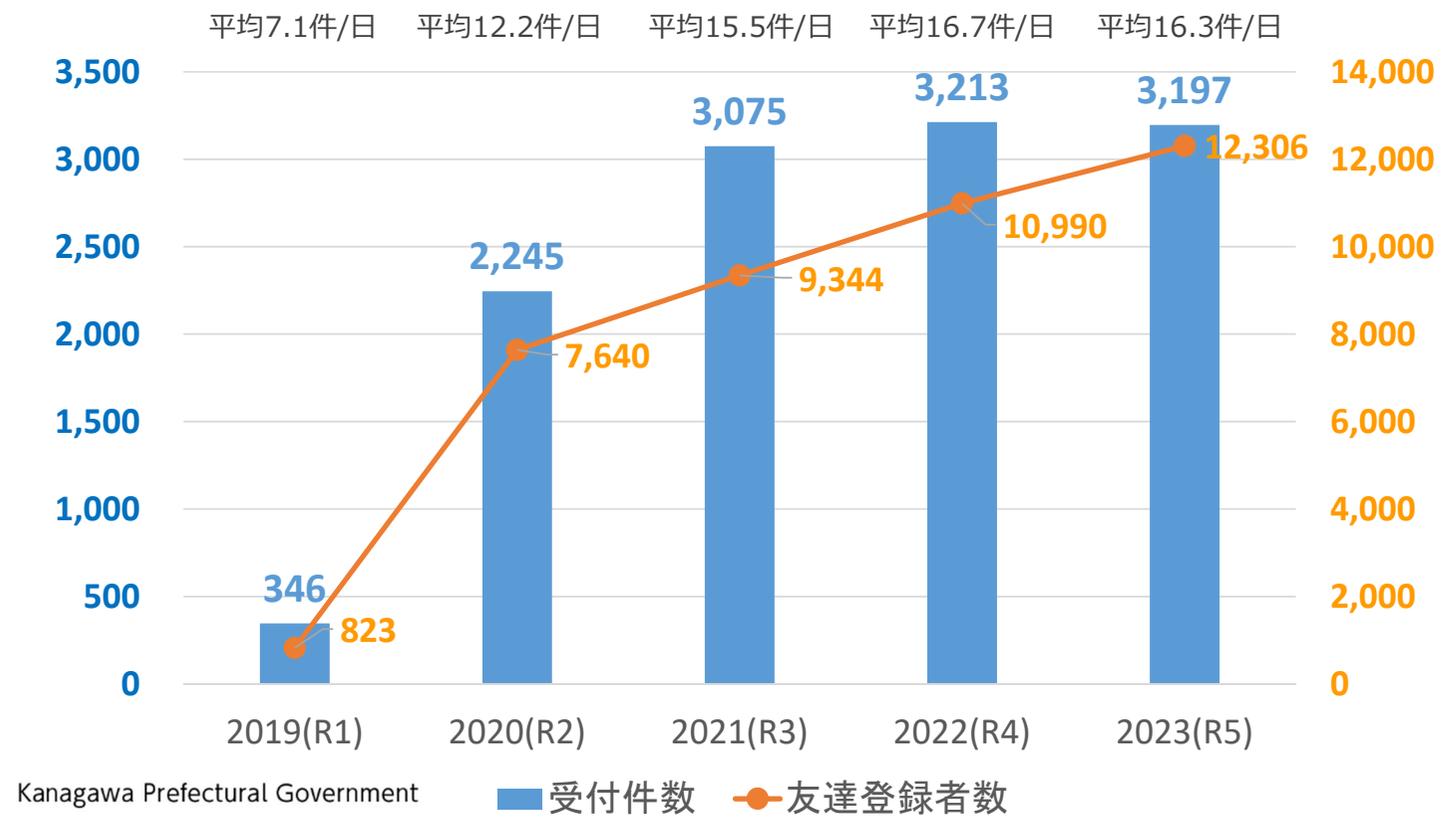


## (2) 国籍別



# DV相談LINE

- ・ 2019(R元)年10月から、DV、デートDVに悩む女性のためのLINE相談窓口を開設
- ・ 近年は**相談件数3,000件程度で推移**



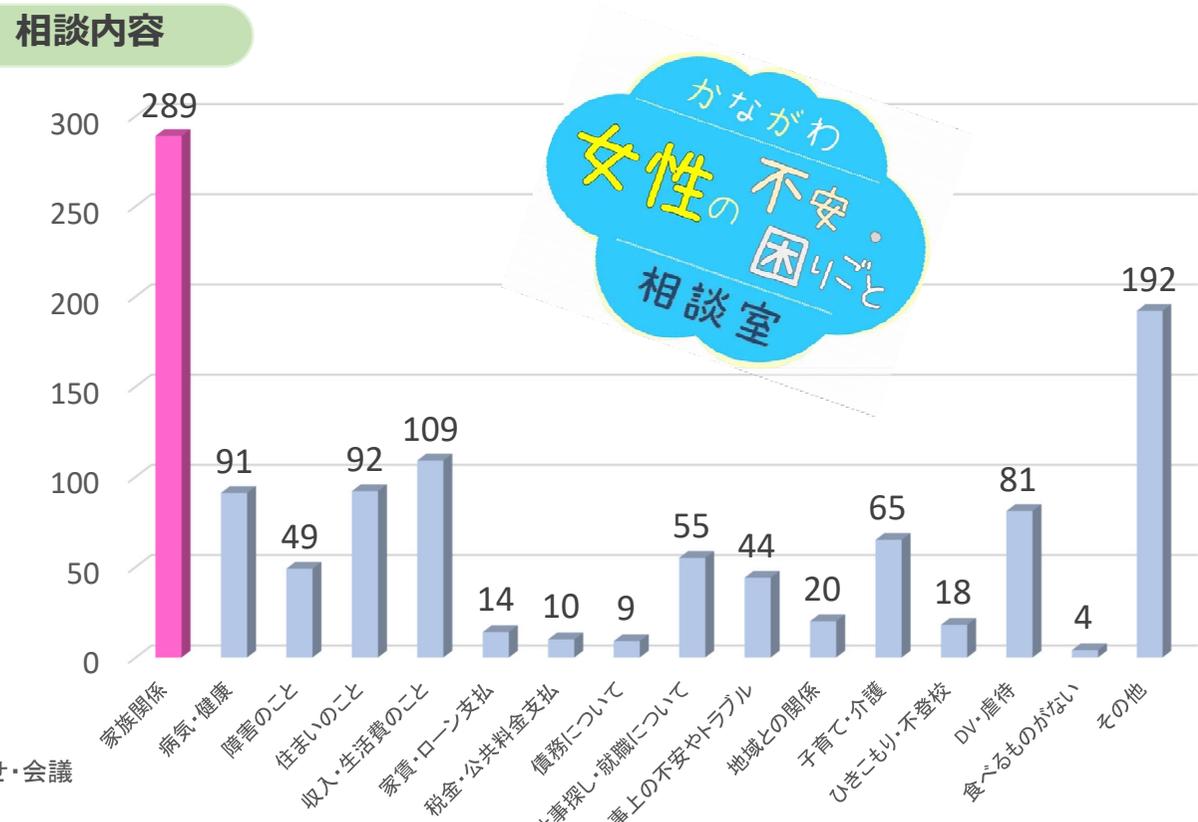
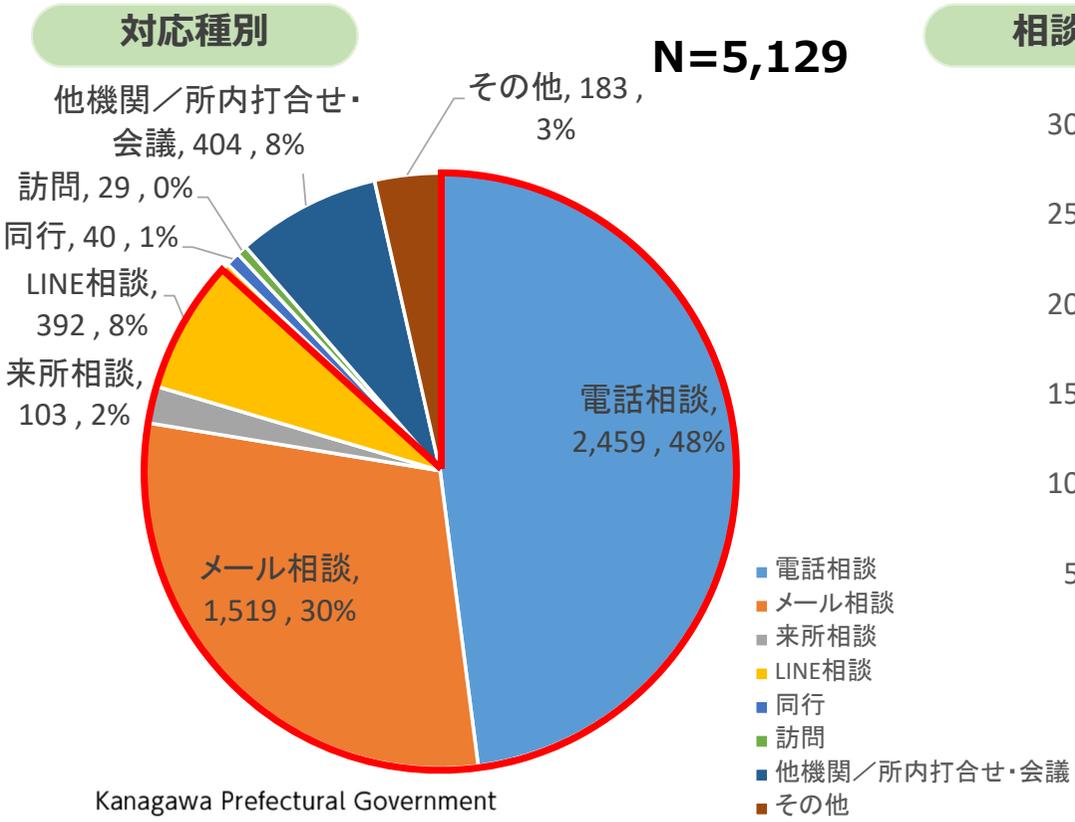
**アカウント**  
@kanagawa-dv

**友だち追加**

**相談時間**  
毎週 月・火・木・土  
14時から21時まで

# かながわ女性の不安・困りごと相談室

- 2021(R3)年度から、**相談・訪問・同行支援を実施し、必要な支援につなげるワンストップ支援体制（かながわ女性の不安・困りごと相談室）を開設**
- 令和5年度は相談が4,473件、同行・他機関連携、訪問等を含め、年間で5,129件に対応



相談内容は複数回答可

# かながわ女性の不安・困りごと相談室（居場所の提供）



Kanagawa Prefectural Government

01

困難な問題を抱える女性等支援とは

02

県の女性等支援施策の現状

03

女性等支援体制の強化  
～関係機関との協力～

支援に当たっては関係機関との連携協力が必須なんです！



## 困難な問題を抱える女性への 支援体制の強化



# 女性支援体制の強化



## ■ 女性相談支援員の増員

女性相談支援センター及び県保健福祉事務所で勤務する女性相談支援員を**5名増員**する。



県所管域における**相談体制の強化**及び  
女性支援法施行に伴う**一時保護体制の強化**

# 女性支援体制の強化



## ■ 研修の充実

女性支援に必要な多分野、多施策における情報や、支援者のメンタルケアのため、研修等を新たに企画する。



## 支援者の育成と資質向上及びメンタルヘルスケアの充実

# 民間支援団体との連携強化

## 現状

①女性をめぐる課題は**多様化、複合化、複雑化**

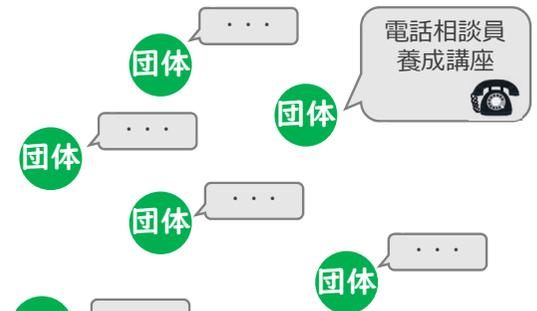
生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻



②女性支援**人材は不足**しており、**団体スタッフは高齢化**



③人材養成を実施できる民間団体は**少ない(ほとんどいない)**



④所在を秘匿する必要のある施設は**人材の募集が難しい**



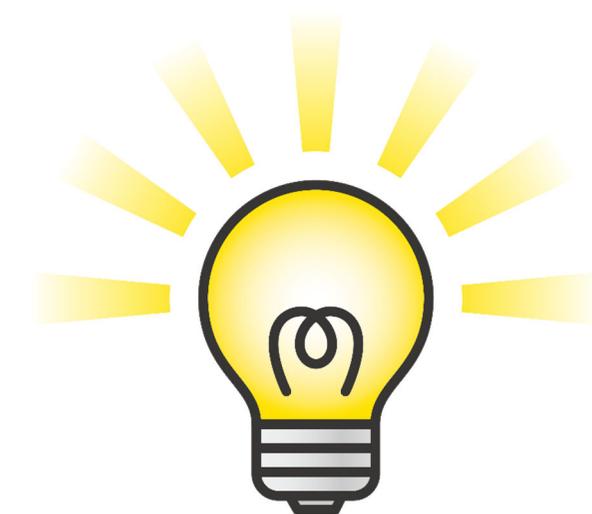
**人的・財政基盤が脆弱**

## 令和6年度の取組み

支援調整会議・民間団体連携部会を立ち上げ  
民間団体のネットワークを構築



## 新規施策の実施



■ 令和6年度における県の取組み  
新規施策の実施

**\New/** 1 女性のための**総合相談窓口**の設置

**\New/** 2 **社会とのつながりを持った女性支援施設**の整備

**\New/** 3 女性支援**団体への補助金**の創設

**\New/** 4 **女性向け無料低額宿泊所への転換**支援

**\New/** 5 女性相談時における**一時的な居場所**の提供

令和6年度における県の取組み

# 新規施策の実施

## 1 女性のための総合相談窓口の設置

複合的な困難を抱える女性に対応するため、民間支援団体の知見を活用し、**困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施**する。

**相談から付き添いまで、必要な支援につなげる女性のための総合相談窓口を設置**

### アウトリーチ



相談に至っていない方の**早期発見**

私はどこかに相談していいの？  
でも、どこに何をどうやって？  
そもそも何が問題だろう…？



### 同行



行政窓口、専門機関の相談に**同行**

### 相談

電話、メール、SNS、面接、**広い間口**で対応



### 居場所の提供



支援者や他の当事者と**つながり**が持てる居場所を提供

### 課題の切分け



相談者の課題を切り分けて整理した上で、支援メニューを作成

各種施策に基づく専門相談（支援）

令和6年度における県の取組み

# 新規施策の実施

## 2 社会とのつながりを持った女性支援施設の整備

困難な問題を抱える女性の意思を尊重し、状況等に応じて、**社会とのつながりを持った支援を行う**ため、民間アパート等を借上げ、**一時保護から自立に向けた支援を実施**する。



暴力被害者等、入所者の安全を守るためのルールあり

ためらい

必ずしも居場所を隠す必要がない方には、利用のハードルが高い...

**安全のためのルール**

- 通信機器の持込
- 通勤・通学
- 外部との連絡

既存施設

**既存施設に加え、当事者のニーズに応じた新たな施設を追加**

### 新たな女性支援施設



居場所を隠す必要がない方には、社会とのつながりを持ちながら自立を支援

支援の選択肢充実



### 新施設

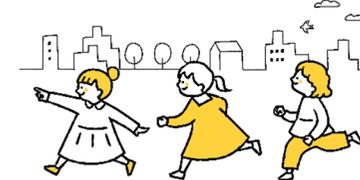


## ■ 令和6年度における県の取組み

## 新規施策の実施

## 3 女性支援団体への補助金の創設

困難な問題を抱える女性を早期に発見し、自立を支援するため、**ICTの活用等によるアウトリーチ支援や居場所の提供等に対して補助**する。



## 4 女性向け無料低額宿泊所への転換支援

女性が入居可能な施設を増やすため、トイレや風呂が共同の寮タイプから、アパートタイプの施設への**転換費用等に対して補助**する。



## 5 女性相談時における一時的な居場所の提供

相談したその日に、帰る場所がない等の状況におかれた女性の安全や、本人の意思決定の時間を確保し、悩みや不安に寄り添った支援につなげるため、**一時的な居場所（宿泊施設）を提供**する。

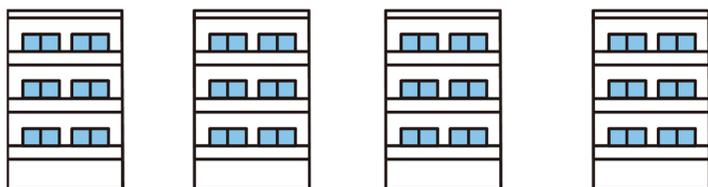
Kanagawa Prefectural Government

※県保健福祉事務所で受け付けた相談のみ対象



# 今後の取組の検討

## 現状（課題）



- これまでの女性支援は「入所型」が中心
- 「入所」は生活環境を変える必要があるためハードルが高く、支援からこぼれ落ちている女性がいる（若年女性、同伴児のいる女性等）



## 解決策



- 通所型の支援が検討できないか
  - ✓ いつでも立ち寄ることができ、人とのつながりを実感できる（居場所）
  - ✓ 自宅から通いながら専門的支援（心理的ケア、日常生活支援、退所後のアフターフォロー）を受けられる
- 各地域にあることが望ましい

<県内女性相談支援員等に対するアンケートR6.6実施>

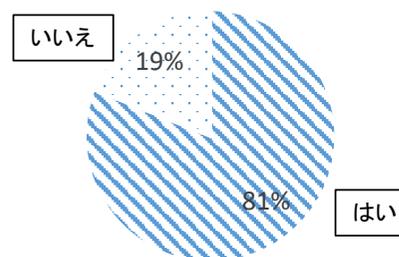
順位	一時保護や入所支援に繋がらなかった理由
1位	生活環境を変えたくないから（仕事を変えたくない、かかりつけ医がいる、出産間近である等）
2位	シェルターや女性自立支援施設は通信機器（スマホ等）が使用できないから
3位	子の転校は避けたいから

「通所型支援があれば継続的に支援ができたと考えられるケース」  
➔ 130件程度/年  
出典：県内女性相談支援員等に対するアンケートR6.6実施



**支援に繋がらず！**

<県内女性相談支援員等に対するアンケート R6.6実施>  
「通所型施設」は女性支援策の一つとして必要だと思うか



いつもの生活の中でサポートを受けられた！

**多様なニーズへ対応！56**

- 1 女性支援・DV被害者支援に対する理解促進
- 2 女性支援に関わる人材育成・確保
- 3 子ども施策をはじめとした他施策との連携



» 実務者会議（個別ケース検討会議）で生じた課題等の共有

» 当該課題等に対する解決策の検討

» 各機関における支援策の共有 等



さいごに…  
女性支援担当部署から関係機関に向けてお願い



## ■さいごに…

女性等支援に向けてお願い

これまで以上に他分野・他施策との連携・協力をお願いします！

○女性支援法、DV防止法に基づく施策（相談・一時保護・自立支援施設）のみでは、困難な問題を抱える女性、DV被害者への支援できません・・・

○県計画では、困難な問題を抱えるすべての女性や、セクシャリティを問わずDV被害者を対象としています。非常に幅広い方々を支援していくためには、自治体・各機関の垣根を越えて、各支援策を持つ機関との連携強化は必須です。



○特に、「女性相談支援員」や「民間支援団体」から、各施策への活用、相談、連絡があった際には、その背後には、必ず支援を必要としている困難な問題を抱える女性やDV被害者がいます。各分野の支援が必要な際は、積極的なご協力をお願いします。